

教育行政

1 福島市教育振興基本計画について

福島市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けるとともに、福島市総合計画の教育分野の個別計画に位置付け、教育分野の施策をより具体化するため策定しています。

また、基本計画を具現化するため、単年度ごとの実施計画（アクションプラン）を策定し、重要性、緊急性を諮りながら各種事業を推進します。

なお、基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「福島市の教育の大綱」と整合を図り策定しています。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(1) 基本理念

豊かで恵まれた自然、先人が築いた歴史や文化を基盤として、「ひとがひとをつくる、ふれあいあふれる教育のまちづくり」を進め、「人間尊重の精神に基づき、広い視野を持ち、生涯を通じて自己の向上」に努めるとともに、「社会平和の進展に貢献する心身ともに健康な市民の育成」を推進します。

自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちで創り、守り、そして育んでいくという意識を市民と行政が共に持ち、共に考え、共に行動する市民との共創のまちづくりを推進します。

(2) 基本目標

市民総ぐるみで推進するため、目標を共通認識できるよう、本市の教育が目指す姿を次のように掲げます。

ふるさとへの誇り 夢とあこがれ ^{ひとみ}心 かがやく ふくしまっ子

やがて独り立ちし、未来を担っていく子ども一人一人が、郷土への愛着と誇り、「夢」と「志」を持ち、自信を持って健やかにたくましく成長するために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの責任と使命を自覚し、連携を深め、子どもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力を育む教育を推進します。

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって生き生きと学べる生涯学習社会の構築を目指し、学習機会の拡充と環境の整備を推進します。

2 福島市総合教育会議について

地方公共団体の長は、以下の事務の協議及び調整を行うため、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議を設けることとされています。

- ① 教育の大綱の策定に関すること
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会

3 福島市の教育に関する大綱について

地方公共団体の長は、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という）を定めることが義務付けられており、その大綱は、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議で定めるものとされています。

本市では、総合教育会議において協議・調整し、これまでの大綱の内容を引き継ぎながら、今後の社会情勢や教育を取り巻く環境を踏まえたうえで、令和3年度以降の新しい大綱を策定しました。

(1) 基本理念

私たちのまちは、自分たちで考え、創り、守り、そして育んでいくという意識を市民と行政がともに持ち、市民との共創による「ひとがひとをつくる、ふれあいあふれる教育と文化のまちづくり」を推進します。

(2) 基本目標

学校・家庭・地域社会の共創を深め、本市の復興と発展を担う人材として、郷土への愛着と誇り、「夢」と「志」を持ち、未来を切り拓く力を育む教育と、豊かな人生を送ることができる生涯学習、文化芸術・スポーツの振興を目指します。

(3) 基本方針と取り組み

I 学校教育の充実

基本方針	取り組み
豊かな心の育成	① 多様性を尊重し、差別や偏見のない社会の実現に向けた人権教育を推進します。 ② 地域や学校の実態に応じた特色ある教育活動やキャリア教育の充実を一層図ります。 ③ 学校図書館と図書館本館がより連携を深め、学校における読書活動の充実を図ります。
確かな学力の育成	① 学ぶことを楽しみ、知識・技能を確実に習得する授業の改善や指導の充実を図ります。 ② 文章や図・グラフ等を読み解く力や習得した知識・技能をつかえる力を育てます。 ③ グローバル社会に生きる基礎となる資質・コミュニケーション能力を育てます。
健やかな体の育成	① 積極的に運動やスポーツに親しむ習慣づくりや「動ける体」の育成を進めます。 ② 児童生徒の心身に寄り添った学校保健を進めます。 ③ 地産地消や地域の食文化を意識した安全安心な学校給食、食育を進めます。
多様なニーズに応じた教育	① 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を進めます。 ② ICTの活用による学習の充実や情報活用能力・プログラミング的思考力を育てます。 ③ ふくしまの伝統・文化を理解、継承し、“未来のふくしま”を考える教育を進めます。
いじめ・不登校等への対応	① 不安やストレスを抱えている一人一人に寄り添う支援体制の充実をより一層図ります。 ② 不登校児童生徒への適切な初期対応と心の居場所づくり、復帰支援を進めます。 ③ いじめの早期発見・早期対応の徹底といじめを許さない学校の風土づくりを進めます。

II 学びの環境の充実

基本方針	取り組み
熱意と元気あふれる教職員の育成	① 専門職としての教職員研修や校内研修、ICT教育研修の充実を図ります。 ② 働き方の現状と課題を把握し、学校における働き方改革をより一層推進します。 ③ 学校が抱える諸課題への支援や教職員へのサポート体制を強化します。
学校・家庭・地域との共創	① 家庭・地域の教育力の活用による子どもの自立に向けた力を育みます。 ② 地域の教育資源・学習環境の効果的な活用による魅力ある学校づくりを進めます。 ③ 教科や学びの関連性・系統性・連続性を踏まえた他校種間の連携や指導を推進します。
安全・安心で良好な学習環境の整備	① 施設の改築や長寿命化改修を進め、安全安心で質の高い学校施設等の整備を進めます。 ② より豊かな学びを促す環境とICTを活用した学習環境の充実を図ります。

III 生涯学習の振興

基本方針	取り組み
多様な学びによる人づくりの推進	① 多様なニーズやライフステージ、ライフサイクルに応じた学習の充実を図ります。 ② 社会情勢の変化に対応した学習と学ぶにあたり配慮が必要な市民への支援を進めます。 ③ 市民に利用され親しまれる図書館サービスと子どもの読書活動の充実を進めます。
市民の共創による持続可能な地域づくりの推進	① 自主的な地域づくりに取り組む学習活動や学びを通じた市民相互の交流を支援します。 ② 地域とともにある学校づくりから地域と学校の共創を進め地域づくりにつなげます。

基本方針	取り組み
学びを支える体制と環境の充実	① 専門性を備えた職員や各種指導員のコーディネートによる推進体制の充実を図ります。 ② 高等教育機関やNPO・企業等との連携を強化し、学びの共創を進めます。 ③ 安全安心で快適な施設の整備に加え、ICTを活用した学習環境の整備を進めます。

IV 文化芸術の振興

基本方針	取り組み
文化芸術の振興	① 市民との共創による文化芸術の振興と継承のための道しるべとなる長期ビジョンを策定し、福島らしい文化芸術によるまちづくりを推進します。 ② 子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会の充実や、次世代の活動を担う人材の発掘・育成を図ります。
「古関裕而のまち・福島市」	① 古関氏の功績を顕彰し、次世代へ継承していく取組を進めます。 ② 古関メロディの積極的な活用をベースに、音楽に包まれた文化の薫り高いまちづくりを推進します。
市民文化芸術の環境整備	① 施設の再編や長寿命化改修によって、文化芸術活動の拠点として利便性の高い施設整備を進めます。 ② 「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動への支援体制の構築と充実を図ります。
本市固有の文化・歴史の保存と活用	① 地域コミュニティによる文化財の保護・保存体制を整え、継承していく取組を進めます。 ② 地域特有の文化や歴史を活用した地域活性化やまちづくりを進めます。 ③ 本市固有の文化資源を国内外に向けて発信し、観光振興や都市間交流を推進します。

V スポーツの振興

基本方針	取り組み
スポーツ参画人口の拡大	① スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を創出し、スポーツの習慣化を進めます。 ② スポーツへの参画機会を増やし、心身の充実や健康増進を図ります。
スポーツを通じた共生社会の実現	① 東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、障がい者スポーツの競技環境を整備します。 ② すべての人が多様性を尊重し支え合う、共生社会への理解を深めます。
スポーツ環境の整備	① 誰もが身近で手軽にスポーツを楽しめるように、適正かつ充実したスポーツ施設の整備を図ります。 ② 「食」や「医療」、「IT」等の他分野との融合・連携によって、付加価値の高いスポーツ環境を整備します。